

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（621）」

2. 日時：平成29年7月31日 14時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 8階 D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、秋本安全審査官、岡本安全審査官、小林（貴）安全審査官、竹田安全審査官、沼田安全審査官、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループマネージャー 他3名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備」において、炉心損傷前格納容器ベント中に炉心損傷の徴候が発生した場合の格納容器隔離弁の運用について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、一旦停止の定義について、一次隔離弁が操作対象である理由について、格納容器冷却及び除熱設備の状態確認について、整理して記載をするよう指摘した。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：（平成29年7月31日提出資料と同じ）

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 格納容器ベントの一旦停止に係る考え方について